

	主な意見（概要）	件数	県の考え方（回答）案
0	【共通事項】（計画案の趣旨について） 喫煙・受動喫煙防止について、規制を強化すべき、 又は強化すべきでないとの意見など	34件 すべて	本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。
1	たばこは合法的な嗜好品であり、喫煙は権利として憲法で保障されている。 喫煙するか否かは個人の自由選択であり、喫煙を一方向的に止めさせることは疑問。	34件 のうち 20件	成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。
2	喫煙者が納めるたばこ税を活用して喫煙場所を作るなど、分煙を推進し、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境づくりを行うべき。	34件 のうち 17件	健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。 また、国の健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。
3	たばこ税は国・地方の税収に貢献していることや、経済的影響を考慮し取組を検討すべき。	34件 のうち 11件	国の健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。

	主な意見（概要）	件数	県の考え方（回答）案
4	喫煙率の目標を12%とすることに反対。 喫煙率の目標12%の設定根拠が不明。	34件 のうち 11件	成人喫煙率の目標12%は、国の健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。
5	喫煙・受動喫煙防止対策について、より一層取組を進めてほしい。 喫煙又は受動喫煙防止対策の推進に賛成する。 市町村に対しても適切な情報発信をしてほしい。	34件 のうち 11件	本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。
6	県民の健康増進を口実とし、たばこ=悪として、喫煙者を締め出すための強引な計画である。 喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことはやめてほしい。	34件 のうち 10件	成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。
7	禁煙を望まない人にまで禁煙を勧めることに反対。	34件 のうち 9件	成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。

	主な意見（概要）	件数	県の考え方（回答）案
8	全ての施設について一律100%の施設内禁煙とすることに反対。	34件 のうち 7件	国の健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。
9	喫煙者のマナーが向上しているため、喫煙については現状の取組で十分であり、これ以上の対策は必要ない。他の生活習慣や経済対策など、たばこ以外の事項に取り組んでほしい。	34件 のうち 6件	国の健康日本21(第三次)では、受動喫煙を受けた者の割合は依然高い水準にあるとの調査結果が示されており、引き続き、喫煙・受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。また、喫煙以外の生活習慣等やその他対策についても、本計画案や他の計画等に基づき取組を進めています。
10	喫煙率の減少や禁煙化が進むと、飲食店やたばこ小売店など事業者の経営に悪影響を与えること考慮すべき。	34件 のうち 6件	喫煙率等と事業所等の経営への影響については、拳証がないため、評価することが困難です。
11	喫煙・受動喫煙と健康被害に因果関係があることの根拠が不明。 喫煙者が減少傾向にある中で、がん患者(特に肺がん)が増えている。	34件 のうち 6件	喫煙・受動喫煙による健康への影響については、多数の科学的知見によって因果関係が明らかになっています。また、国の健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響の減少を見据えた取組が必要です。

	主な意見（概要）	件数	県の考え方（回答）案
12	国(法律)や県条例では、分煙(喫煙所の整備等)を推奨しているのに、全ての施設に施設内禁煙を求めることは、矛盾している。 分煙推進を付記すべき。	34件 のうち 3件	健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。
13	施設内禁煙を指標として設定することに反対。 施設内禁煙を一方向的に進めることに反対。	34件 のうち 2件	国の健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。 また、健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。
14	禁煙を強いる喫煙率でなく、禁煙への段階を考慮して「1日当たりの喫煙本数を減らす」ことや、「禁煙が望ましい」という程度の目標設定ではどうか。	34件 のうち 1件	成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 また、健康日本21(第三次)で示す、「喫煙率の減少は、喫煙による健康被害を確実に減少させる最善の解決策」との考え方や、本県の喫煙率の高さを踏まえ、目標設定したものです。
15	妊婦の喫煙も本人の自由であり、他人に受動喫煙を生じさせなければ問題ないので、喫煙率0%という目標設定は、憲法違反に相当すると考える。	34件 のうち 1件	健康増進法や青森県受動喫煙防止条例の趣旨のとおり、喫煙や受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもや妊産婦には特別の配慮が求められます。 特に、胎児は、自らの意思で喫煙・受動喫煙を回避できないため健康日本21(第三次)と同じく、妊婦の喫煙をなくすことを目標とするものです。